

[事案 2021-255] 無事故給付金等支払請求

・令和4年6月10日 裁定終了

<事案の概要>

無事故給付金の支払い額が少ないことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年4月に契約した無事故給付金付医療保険（契約①）を平成22年4月に更新し、その後、令和2年3月に契約満了となったため、同年4月に終身医療保険（契約②）を契約したが、契約①以前にも契約（契約③）があり、契約③について、保険会社から「無事故給付金600万円、家族給付金として20倍」と記載された書類が届いたことから、無事故給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人との間で、契約①②以外の保険契約が締結された事実はない。
- (2) 契約①については、令和2年4月に、無事故給付金から最終月の支払保険料を控除（相殺）した金額を申立人に支払っているが、契約①②に関して、他に無事故給付金は存在せず、家族給付金なるものも存在しない。
- (3) 当社が、申立人に対して、「無事故給付金600万円」および「家族給付金」を支払う旨の書類を送付した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手続時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、無事故給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。